

情報提供

那医発第 194 号
令和 4 年 7 月 20 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
理 事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会を通じて「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について」等の一部改正について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。つきましては、別添資料を当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。また、インターネットに対応していないなど紙ベース（印刷物）での提供をご希望の際は、お手数ですが、下段（FAX）にて那覇市医師会・事務局までお申し込みいただきますようご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

沖医発第 561 号 F

令和 4 年 7 月 14 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

常任理事 平安 明

（精神疾患対策担当理事）



「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について」等の一部改正について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記通知文が届いておりますのでご連絡申し上げます。

本通知は、精神保健指定医の指定の申請等に関連する通知が一部改正された旨の周知となり、主な改正内容としては、指定医の新規申請時に提出するケースレポートについて、措置入院者に係る症例を含むことが必須とされること等が記されております。詳細については、新旧対照表を参照するようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

沖縄県医師会業務 1 課：平木、徳村
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
E-mail：g1@okinawa.med.or.jp

- 「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について」等の一部改正について(57 頁)を紙ベースで送付希望の施設は、施設名をご記入の上 FAX (098-867-3750) をお願い致します。

施設名 :

FAX送付先 : 098-867-3750